宴会・催事規約

弊社では、宴会又は催事等(以下「宴会等」といいます)による弊社施設のご利用に関して、以下の通り規約を定めております。 ただし、個別の契約において、弊社との間で別途取決めを行う際は、その取決めに従うことといたします。

1. ご契約の成立・お支払

お客様より「契約のお申込み(WEB)」にご入力いただいた時点で、お客様と弊社との契約が成立するものとします。 弊社から提示いたしますお見積金額および消費税等を原則として宴会等開催日の翌月末日までにお振込みにてお支払いいただきます。 なお、お振込み手数料はお客様負担とさせていただきます。

2. 宴会等時間と追加料金

ご契約いただきました宴会等の時間を超過した場合は、別途追加料金を申し受けます。 但し、次のご予約との関係で、宴会等時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

3. 有料人数の確定

料理等をご用意する人数(以下「有料人数」といいます)は、宴会等開催日の10日前(以下「確定日」といいます)までに担当スタッフにご連絡ください。 それ以降は、有料人数が減少した場合でも確定日までにご連絡頂いておりました有料人数分の料金を申し受けます。

4. 宴会等のキャンセル・日程変更

お客様のご都合により、ご契約いただきました宴会等をキャンセルまたは日程を変更される場合、書面又は電子メールにて担当スタッフにご連絡ください。 この場合、それまでに発生した実費と下記に定めるキャンセル料・日程変更料を申し受けます。

キャンセル料・日程変更料は、キャンセルまたは日程変更成立日の翌日(翌日を1営業日とする)から7営業日以内にお支払ください。 なお、キャンセル料・日程変更料の計算方法は、開催日前日を1日目とさせていたただきます。また、以下の「最終お見積額」は お客様よりご連絡を受けました日(郵便による場合は郵便消印日とします。)時点のお見積額とします。

- (1) 宴会等当日の89日前から60日前まで キャンセル料・日程変更料・・・最終お見積金額の30%
- (2) 宴会等当日の59日前から30日前まで キャンセル料・日程変更料・・・最終お見積金額の40%
- (3) 宴会等当日の29日前から11日前まで キャンセル料・日程変更料・・・最終お見積金額の50%
- (4) 宴会等当日の10日前から前日まで キャンセル料・日程変更料・・・最終お見積金額の80%
- (5) 宴会等当日

キャンセル料・日程変更料・・・最終お見積金額の100%

(注)実費とは、弊社または弊社指定取引先が負担した一切の費用をいいます。

5. 損害賠償

お客様(お客様の全ての関係者および指定外取引先の行為を含みます)は、弊社施設・什器備品等を破損したりしないように十分ご注意ください。 万一、お客様の故意または不注意により、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合、損害賠償金を申し受けます。 また、お客様がご手配された手配物(食材等を含む)により問題が生じた場合は、弊社は一切責任を負いかねます。

6. ご契約締結の拒否・解約

お客様(お客様の全ての関係者および指定外取引先の行為を含みます)は、弊社施設・什器備品等を破損したりしないように十分ご注意ください。

万一、お客様の故意または不注意により、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合、損害賠償金を申し受けます。

また、お客様がご手配された手配物(食材等を含む)により問題が生じた場合は、弊社は一切責任を負いかねます。

- 1. お客様(お客様側の全ての関係者および指定外取引先を含みます)が、法令又は公序良俗に反する行為をなさるおそれがあると判断した場合、 或いは他のお客様にご迷惑をおかけすると弊社が判断した場合、又は当規約に違反された場合は、宴会等のお申し込みをお断りするか、 既にご契約いただいた場合でも解約させていただくことがありますので、予めご了承ください。
- 2. お客様(お客様側の全ての関係者および指定外取引先を含みます)が、暴力団又は暴力団構成員、及びその関連団体又は構成員、 暴力団等に類似した団体又はその構成員等と弊社が判断した場合は、宴会等のお申し込みをお断りするか、 既にご契約いただいた場合でも解約とさせていただくことがありますので、予めご了承ください。
- 3. 天災地変等お客様および弊社の責に帰することのできない事由により、弊社施設が使用できない場合は、ご契約を解約させていただきます。 この場合、既にお支払いただいている料金は、お客様へご提供済の商品代金を除きご返金いたしますが、損害賠償等の責任は一切負いかねますので、ご了承ください。

7. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項とさせて頂いておりますので、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

- 1. 事前に承諾を得ていない犬(盲導犬は除く)・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み
- 2. 発火又は引火性の物品の持ち込み
- 3. 悪臭を発する物品の持ち込み
- 4. 大音量(外部音量として、通常45dB、20時以降40dB以上)を発生させる行為
- 5. 賭博等の風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
- 6. 事前に承諾を得ていない備付品の移動
- 7. ご契約時に示された利用目的以外でのご利用
- 8. 事前に承諾を得ていない飲食物のお持込み
- 9. その他の法令で禁じられている行為

8. 個人情報の取扱い

お客様から提供いただいた個人情報は、弊社の業務上使用するものですが、一部統計情報として個人を特定せず使用させていただくことがありますのでご了承ください。 また、お客様の同意なくして、提供いただいた個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

9. 事故·盗難

弊社施設におけるお客様の貴重品等につきましては、お客様の責任において管理いただきますようお願い申し上げます。弊社施設内にて発生した事故及び盗難については、 弊社は一切の責任を負いかねますので、十分にご注意ください。

10. 秘密情報の保持

お客様(お客様の全ての関係者および指定外取引先の行為を含みます)は、弊社のご利用に際し、

弊社より開示された有形無形の技術上、営業上その他一切の情報(会場の図面等のデータを含みますがこれに限定されません。

以下「秘密情報」といいます)を秘密事項として保持し、弊社の書面による事前の許諾なくして、

第三者に開示、漏洩など一切行わないものとします。お客様(お客様の全ての関係者および指定外取引先の行為を含みます)は

事前に弊社の書面による承諾を得ることなく、秘密情報の全部若しくは一部を弊社施設のご利用以外の目的のために一切使用又は利用しないものとします。

11. 感染症の予防について

- 1. 本会場を利用する甲の招待客等の関係者において、新型コロナウィルス感染症や新型インフルエンザ、ノロウィルス等の感染症に感染、または感染が疑われる者(以下「感染者」といいます)がいる場合は、甲は事前に乙の担当者に連絡をしなければならない。 なお、本会場の利用者の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染者と明らかに認められる場合は、 感染者の本会場の利用を制限し、あるいは甲乙協議の上で、催事、宴会、二次会等の中止または延期を決定することがある。 この場合の乙に生じる損害については、第19条3項に定める基準に従って、甲乙双方が負担するものとする。
- 2. 乙は、乙の故意又は重過失により感染拡大や食中毒事故が生じた場合、甲に発生した損害の賠償義務を負う。 ただし、乙の軽過失により感染拡大や食中毒事故が発生した場合は、甲に対して、最終見積額を上限として損害賠償責任を負う。
- 3. 甲が本契約に違反したことに起因して感染症が発生し、乙に損害が発生した場合、甲は乙に生じた全ての損害について賠償する責任を負う。